

令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託 仕様書

1. 事業名称

令和5年度龍ヶ崎市A I オンデマンド交通実証実験業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3. 業務目的

龍ヶ崎市にとってふさわしい、持続可能な公共交通の新たな組み合わせを検証するにあたって、市民の移動需要に応え、生活の質的向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービスの実現可能性を探るため、A I オンデマンド交通の実証実験を実施する。

その際、運転免許返納者増加等の社会構造の変化に伴う公共交通に関するニーズの高まりを背景に、本市が運行中のコミュニティバスの代替手段になり得るかについて、利便性や採算性の観点を踏まえて検討する。

4. 業務内容

A I, I o T等の最新技術を活用した配車システムによるオンデマンド交通の実証実験を実施するにあたり、システムの構築、提供、運用及び支援を行う。

実証実験の実施に関する条件については以下のとおり。

(1) 実施概要

① 実施時期・運行時間

ア 実施時期

システム初期構築及びセットアップ

契約締結日～令和5年9月30日（土）まで

※実証実験開始前に、システムの作動状況を確認するため、デモ運行を実施すること（期間は別途本市と協議し決定するものとする）。

実証実験期間及び保守・運用支援

令和5年10月1日（日）～令和6年3月31日（日）

（令和6年1月1日（月）～1月3日（水）を除く）

イ 運行時間

午前8時30分から午後5時

② 実施箇所

別紙2地図のとおり。

- ③ 運賃
運賃は300円とする。
 - ④ 乗降ポイント
②で指定するエリアに内において、300箇所以内で設置する。
- (2) 業務内容
- ① システム設計・打合せ
 - ア 本市と綿密な打合せを行い、利用者及び運行事業者に配慮した設計とすること。
 - イ 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと。
 - ② 構築業務
 - AIオンデマンド交通の配車に係る、本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタ設定等を行うこと。
 - ③ 利用方法の説明・指導業務
 - ア 本市担当者への説明・指導
 - イ 運行事業者への説明・指導
 - ウ 住民説明会における説明に係る相談・支援
 - ④ 保守・運用業務
 - ア 本市の就業時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）は、本市及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせに対応すること。ただし、緊急時においては上記時間帯以外でも対応すること。
 - イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、本市に随時報告すること。
 - ⑤ データ分析業務
 - 実証実験により取得した各データや利用者アンケートを分析、検証し、新たな交通サービスとしての実現可能性の検討を行うこと（時期については、別途本市と協議するものとする）。
 - ⑥ コールセンターによる受付
 - 利用者からの電話による受付及びシステム入力（オペレーター業務）を行うこと。
 - 開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
 - ⑦ プロジェクトマネジメント業務
 - ア 実証実験の実施に係る進捗管理についての相談・支援
 - 契約後、実証実験実施までの準備、及び実施後の結果報告に至るまでの間、本市と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
 - イ 利用促進に向けた支援
 - 利用者登録支援に向けたチラシの作成やプレスリリース、住民説明会の実施にあたり、業務委託範囲に係る企画の立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談・支援を行うこと。

また、登録や利用に関する案内動画を製作し、提供すること。

ウ アンケート実施に係る相談・支援

利用者に対するアンケート調査を実施するにあたり、アンケート項目の選定などの必要事項に関し、相談・支援を行うこと。

(3) システム概要

- ① デマンド配車システムは、効率的な運行ルートを作成、運行をサポートする目的で、以下(5)で定める要件を満たす「デマンド配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーアプリ」、「管理者Web」の機能をクラウド型システムにて構成されること。
- ② ユーザーアプリによる利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も具備すること。

(4) システムの提供範囲

- ① 2台の車両がデマンド運行を行う体制とすること。
- ② 車両及び運転手は、本市が別途運行事業者と協議のうえ用意する。
- ③ 各車両は相乗りで運行されるものとし、本市が指定するエリア内の乗降ポイントにて乗降可能とすること。
- ④ ドライバーアプリとして使用する車載器端末等(SIMカード、その他車載器付属品含む)については、運用車両2台分と予備1台の計3台を用意すること。なお、通信費を含む所要額を提案価格に含めること。(車載器端末は、タブレットサイズ(8.3インチ以上)を基本とする。)
- ⑤ 定時・定路線型の運行及びデマンド型の運行双方に対応するシステムであること。

(5) システムに関わる要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能(デマンド配車システム)

ア 利用者からの予約を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

イ 電話で予約を受け取る際に、オペレーターによる管理者Webへの手動登録ができること。

ウ 予約締切時間を任意に指定することができること。

エ 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応すること。

オ 運行範囲の設定が可能であり、さらに運行区域拡大に対応できること。

カ MaaSアプリ等へのAPI連携が可能であり、国内での実績を有すること。

キ 乗合人数の設定が可能であること。

ク 交通系ICカードや電子決済等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を保持し、国内での実績を有すること。

② ユーザーアプリ

- ア 予約の確定及び予約状況の確認, そのキャンセル, 乗降場所の案内ができること。
- イ 乗車人数, 乗車希望時間を任意に指定することができること。
- ウ 利用者からの予約状況は, ユーザーが指定した現在地, 目的地を踏まえ, システムが乗降場所を確定し, ユーザーアプリ上でも確認できること。
- エ ユーザーアプリは i OS と Android 双方に対応すること。
- オ Web 上でも同様の内容が可能であること。

③ ドライバーアプリ

- ア ドライバーアプリは乗務員に対するナビゲーション機能を有すること (利用者の乗降場所及び運行ルートを表示など)。また, 予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- イ ドライバーアプリは i OS と Android いずれかに対応すること。

④ 運行管理機能 (管理者 Web)

- ア 管理者 Web は指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。
- イ 車両予約
管理者 Web にて運行車両の予約状況を把握できること。
- ウ 利用者の情報
管理者 Web にて利用者情報を登録, 修正, 削除できること。
情報をリスト表示できること。
- エ 利用者予約
管理者 Web にて利用者の予約状況を把握できること。また, 予約情報を登録, 修正, 削除できること。
- オ 車両管理
管理者 Web にて運行する車両を登録, 修正, 削除できること。また, 運行により取得する乗降データを出力できること。
- カ 運行管理
異常発生時に管理者 Web にて新規の予約受付停止ができること。また, 過去の運行記録について確認できること。
- キ 運行実績
利用実績 (日別・時間帯別等) を随時確認できること。

(6) その他の提案

本仕様書は, 最低限必要と考えている事項を記載したものであり, 受託者は構築の目的や基本方針等を勘案し, その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え, 本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は, 積極的な提案を求める。

5. 委託料の支払い

部分払い（1回以内）。ただし、部分払いに相当する成果の検査合格後、残金にあっては完了検査合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定の金融機関口座に振り込むものとする。

6. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品の公表をしてはならない。

- ア プロジェクト計画書
 - イ サービス説明書
 - ウ サービス利用規約
 - エ システム設定書
 - オ 保守・運用体制書
 - カ ユーザーアプリマニュアル、Webマニュアル
 - キ ドライバーアプリマニュアル
 - ク 管理者Webマニュアル
 - ケ 登録や利用に関する案内動画データ
 - キ 乗降場所に関する地図
 - ク 業務報告書一式
- 上記全成果品の電子データと印刷物 2部

※その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること。

7. 成果品提出先

茨城県龍ケ崎市3710番地 龍ケ崎市役所都市整備部都市計画課

8. 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、本市から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 個人情報

本業務における個人情報の取り扱いについては、（別紙3）個人情報を取り扱う業務の委託に関する特記仕様書のとおりとする。

(4) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

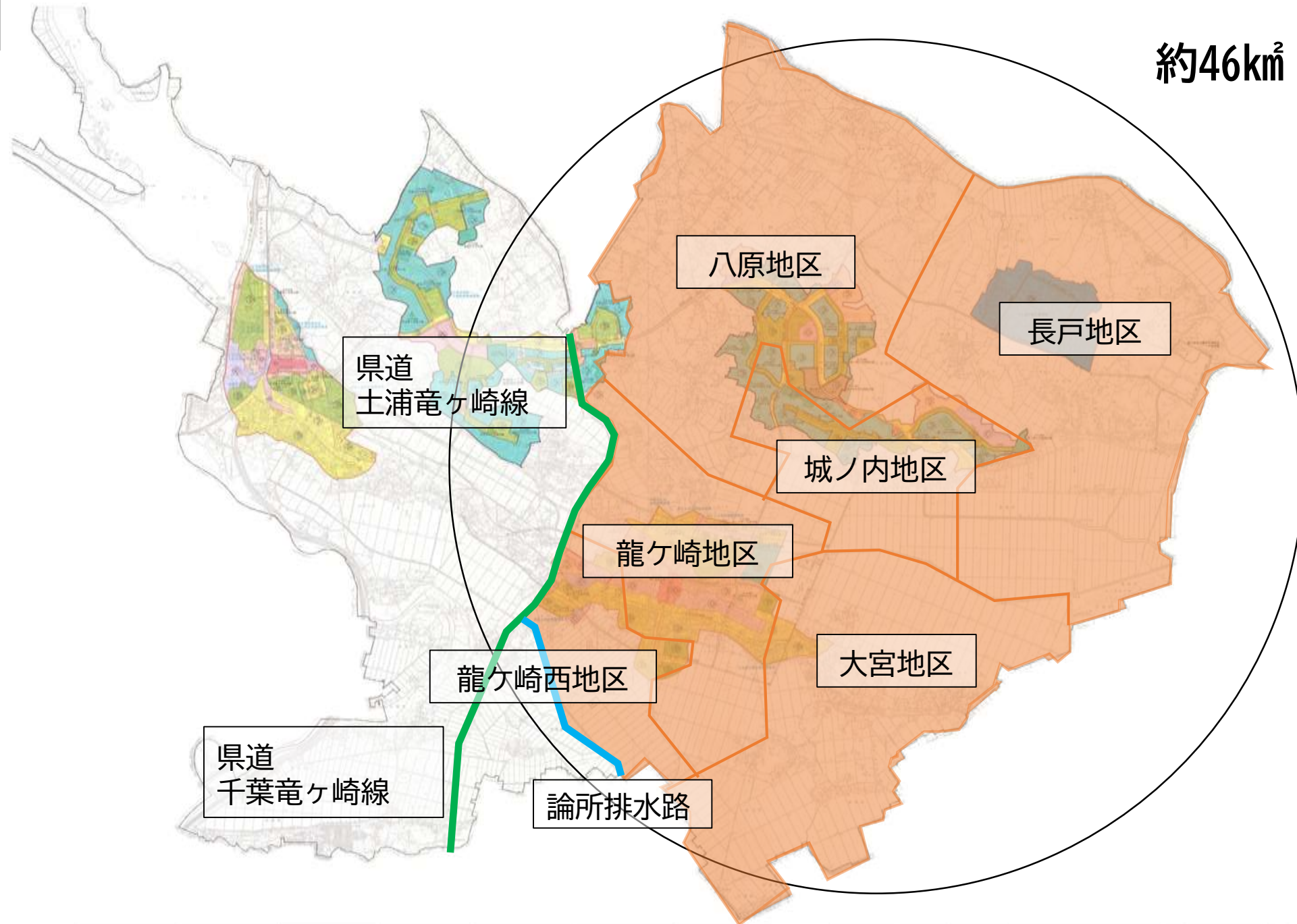
(5) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(6) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、本市との協議により別途定めるものとする。

約46km² R=5km



個人情報を取り扱う業務の委託に関する特記仕様書

(基本的事項)

- 1 この契約において、龍ヶ崎市から個人情報を取り扱う業務を受託した場合は、受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、龍ヶ崎市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 33 号）その他個人情報の保護に関する法令、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に定める事項に従って個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じ、契約を履行しなければならない。

なお、本特記仕様書における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 号に規定する特定個人情報を含むものとする。

(秘密保持義務)

- 2 受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、受託者は、受託業務従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

(再委託の禁止又は制限)

- 3 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務は、原則第三者に再委託してはならない。ただし、附属する業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は事前に龍ヶ崎市の承諾を受けなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

- 4 受託者は、この契約による業務を処理するため龍ヶ崎市から渡された個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の引渡し)

- 5 龍ヶ崎市から受託者への個人情報の引渡しは、龍ヶ崎市が指定した職員（監督職員）が指定する日時及び場所、次の各号に定める方法で行うこととする。

- (1) 個人情報を含む資料の引き渡しは、手渡し又はそれに準ずる方法で行う。
- (2) 個人情報を含む資料を電子データで貸与する場合、龍ヶ崎市においてフォルダ又はファイルにパスワードを付し、CD-R又はDVD-Rに書き込み、受託者に直接手渡しで貸与する。
- (3) フォルダ又はファイルに付したパスワードは別途通知する。
- (4) 受託者は、貸与時に受領書（様式は任意）を龍ヶ崎市に提出すること。

(個人情報の適正管理)

6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。
- (2) 受託者は、作業を行う場所を特定し、指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(個人情報の返還等)

7 受託者は、この契約による業務を処理するために龍ヶ崎市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後または契約を解除されたときは、速やかに返還し、又は引き渡すものとする。

なお、業務の履行上、貸与した一覧データを受託者のシステム等に取り込む必要がある場合は、データ利用完了後、速やかに当該データを消去し、データ消去証明書(様式は任意)を龍ヶ崎市に提出すること。

(事故報告義務)

8 受託者は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が生じたときは直ちに龍ヶ崎市に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、龍ヶ崎市の指示に従わなければならない。

(調査)

9 龍ヶ崎市は、受託者がこの契約の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査することができる。

(契約の解除)

10 この特記仕様書に定める事項に違反した場合、龍ヶ崎市は本契約を解除することができる。